



Title	「『左伝』の占星記事について」補論
Author(s)	塩出, 雅
Citation	中国研究集刊. 1986, 3, p. 15-20
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60963
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「『左伝』の占星記事について」補論

塩出雅

『東方宗教』第六六号（一九六〇年）に、「『左伝』の占星記事について」と題する小論を発表した。そこでは、占星の契機となつた天文事象（日食・彗星・歲星（木星）の所在）によつて分類し、その説明に用いられる諸論理を検討した。その結果、理論としては、陰陽説・五行説・アナロジー・共時性・分野説などが使用されており、天譲説的意味が含まれることから、占星記事の基となつた伝承は、戦国末期から漢初にかけてのもとの推定したのである。

同論で言及したものも含めて、左伝の占星記事に諸事項をまとめれば、表Ⅰのようになる。

ところで、同論中に、「分野説については別稿に委ねるが、結論だけを言えば、同じ次に豕韋・娵訾之口や玄・顓頊之虚といった名の違いや、鳥宿などが出てくることから、十二次名が確定する以前のものと推定する」（82頁）と記した。結論は今も改める気はないが、分野説の成立等については、その異同

を表示していささか説明を加えれば、ほほ私の考えを述べることができるよう。ここで当面の責を塞ぐことにする。なお、問題としているのは十二ないし十三分野説である。ほかに九州説や北斗七星と関連する分野説もあるが、除外する。そこで表Ⅱ表Ⅲを示す。

表Ⅱをみれば、二十八宿を、十二に分割するのは、漢書律曆志が初めであり、そこでは分野の配当をなされていない。従つて「前漢時代には十三分野説が支配的な地位を占めていた」（小島祐馬『古代支那研究』47頁）ことは間違いない。だが「後漢以後、始めて十二分野説が確立したようである。それは十二支や十二次に配当して分野を定める考えが確立したためである」（60頁）とするのは、いかがであろうか。

もつとも、小島氏は左伝などを除外して述べられるのではあるが、津田左右吉氏にいたつては、十二次名は前漢末に至つて始めて用いられたもので、左伝の占星記事はそれ以後の創案で

あるとする。(『左伝の思想史的研究』)

津田氏の説には、既に鎌田正氏の反論もあるが(『左伝の成立とその展開』)、ここで問題となるのは、Ⓐ天空を十二に分けたのは何時頃からか、Ⓑある星なり十二次と特定の地域との関係は何時頃考えられたか、そして、Ⓒ十三分野説の由来は、ということであろう。

Ⓐ天空を十二に区分するのは、実は漢書以前に遡るのである。既に淮南子・史記などでも歲陰の所在を示すために十二に分けているが、前一六八年のものとされる馬王堆三号墓出土の「五星占」の木星に関する記述には、「東方は木、……その神は上りて歲星となる。歲ごとに一国におり、歲を司る」とある。木星が約十二年で一周天することは知られていたから、これは前一六八年以前に十二分野説が考えられていた明証である。ただそこでは、十二次の名称や分野の配当は示されていない。

Ⓑ分野の配当のものとなる、ある星と特定の地域との関係が何時頃始まつたかは明白にできない。とはいって、小島氏も既に指摘しているように、昭公元年の言葉に見られるような、宋と大火、晋と參(寒沈)などの関係は、決して新しいことではなからう。このような関係の存在を認めなければ、漢代の十三分

野説の説明がつかないのである。

Ⓒもし分野説が十三分野説に始まるとするならば、十三といふ数は何を根拠にしたものか、また、燕と越が隣りあうように、分野の国に規則性がないのかが説明されねばならない。そもそも13は自然界では見出し難い数であって、十三分野説は武帝が十三州を置いたことに発すると言えるのが妥当であろう。そして十三分野説が成立するためには、それ以前の分野説の存在が想像されるのである。また、十三分野説が成立する際、当時の伝承を組み入れたがために、分野の国があちこちするのである。このように考えるとき、左伝にみえる十二次名は古い伝承を今に伝えるものである。(表Ⅲ) ただ、十二次に分けていても、漢書や晋書のように度数を付したものではなく、漠然と「あの星のあたり」と考えていたのであろう。その意味では、淮南子や史記の表記の方がより近いといえる。そしてそこでは玄枵と顓頊之虚、娵訾之口と豕韋のよう同一の次に異なった名称が存在する。それは二十八宿の度数に二系統あるように(表Ⅱ)、いくつかの流派の存在を推測させる。左伝の占星記事は、名称が確定する以前の状況を示し、玄枵と觜、大火と宋などの関係、即ち分野説がみられるのである。

表 I

時	基となる事象	予言者	予言内容	使用した理論	備考	歳星の所在																		
						32年	31年	同	24年	21年	同	同	17年	11年	10年	9年	8年	7年	日	火（アンタレス）				
歳星の所在	同	同	同	同	日食	同	同	同	彗星	歳星の所在	歳星の所在	歳星の所在	同	妖星	史趙	史趙	史趙	史趙	火（アンタレス）	歳星の所在	歳星の異常	文公14年	彗星	
史墨	史墨	昭子	同	梓慎	梓慎	梓慎	梓慎	梓慎	申須	蓑弘	蔡弘	蔡弘	蔡弘	晋君の死	晋君の死	晋君の死	晋君の死	晋君の死	晋君の死	鄭の火災	鄭の火災	襄公28年	梓慎	
同	吳・楚の興廢	旱害	水害	災をなさず	災をなさず	災をなさず	災をなさず	災をなさず	災をなさず	災をなさず	災をなさず	災をなさず	災をなさず	宋・衛・陳・鄭の火災	宋・衛・陳・鄭の火災	宋・衛・陳・鄭の火災	宋・衛・陳・鄭の火災	宋・衛・陳・鄭の火災	宋・衛・陳・鄭の火災	鄭の火災	鄭の火災	襄公30年	叔服	
分野説	五行説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	陰陽説	アナルロジー	アナルロジー	アナルロジー	アナルロジー	アナルロジー	アナルロジー	アナルロジー	アナルロジー	アナルロジー	襄公28年	8
12	4	3	3	1	A	B	6	6	6	6	11	9	10	2	B	B	B	B	(28) A	(28) A	(28) A	(28) A	文公14年	5

注 備考欄の数字は小論と対応。Aは占星でないと思われるもの、Bは儒家による潤色のあることを示す。

表一 分野の異同と二十八宿の度数

輶 翼 張 七星 柳 東井 參 畢 昂 胃 妻											
輶	翼	張	七 星	柳	東 井	參	畢	昂	胃	妻	觜 觿
17	18	18	7	15	4	33	9	2	16	11	14
17	18	18	7	15	4	33	9	2	16	11	14
18	19	17	7	14	4	30	8	3	16	12	15
□	□	□	12	18	5	26	9	6	15	15	11
十三 楚 周 秦 趙 魏											
十三	荆 州	三 河	雍 州	益 州	冀 州	徐 州					
35	40		37	11	41						
十三 楚 周 秦 魏 趙 ※3											
十三	鶡 尾	鶡 火	鶡 首	秦 魏	趙	※3					
12 11	18 17	9 8	16 15	12 11	7 6						
十二	鶡 尾	鶡 火	鶡 首	実 沈	大 梁	降 妻					
十二	荆 州	三 周 河	雍 州	益 州	冀 州	趙 州	徐 州				
十二	荆 州	三 周 輔	雍 州	益 州	魏 州	冀 州	趙 州	徐 州			
12 11	18 17	9 8	16 15	12 11	7 6						

(注) 「汝陰侯二十八宿盤」について、潘鼐「我国早期の二十八宿観察及其時代考」(中華文史論叢一九七九一三)特に表八参照。※1 「自東井六度至亢六度、謂之寿星之次、鄭之分野、与韓同分」、「自危四度至斗六度、謂之鶡首之次、燕之分也。」と、それぞれの文末にあるが、理解できぬ。あるいは王先謙の言うように「自柳三度至張十二度、謂之鶡火之次、周之分也。」今仮りに王先謙に従うことにして、伝写の誤謂。※2 「自危四度至斗六度、謂之鶡首之次、燕之分也。」と、それぞれの文末にあるが、理解できぬ。あるいは王先謙の言うように「自柳三度至張十二度、謂之鶡火之次、周之分也。」今仮りに王先謙に従うことにして、伝写の誤謂。※3 「自井十度至柳三度、謂之鶡首之次、秦之分也。」と、それぞれの文末にあるが、理解できぬ。あるいは王先謙の言うように「自井十度至柳三度、謂之鶡首之次、秦之分也。」今仮りに王先謙に従うことにして、伝写の誤謂。※4 「自井十度至柳三度、謂之鶡首之次、秦之分也。」と、それぞれの文末にあるが、理解できぬ。あるいは王先謙の言うように「自井十度至柳三度、謂之鶡首之次、秦之分也。」今仮りに王先謙に従うことにして、伝写の誤謂。※5 「自井十度至柳三度、謂之鶡首之次、秦之分也。」と、それぞれの文末にあるが、理解できぬ。あるいは王先謙の言うように「自井十度至柳三度、謂之鶡首之次、秦之分也。」今仮りに王先謙に従うことにして、伝写の誤謂。」

表III 左伝及び国語にみえる十二次名

鶉尾	鶉火	鶉首	実沈	大梁	降婁	娵訾	玄枵	星紀	析木	大火	寿星	春秋左氏伝	国語
	鶉火（昭8・9）			大梁（昭11）	降婁（襄30）	娵訾之口（襄30）	玄枵（襄28）	星紀（襄28）	析木之津（昭8）	大辰之虛（昭17）			寿星（晋・四・1）
	鳥帑（襄28）					豕韋（昭11）	顓頊之虛（昭10）			析木之津（周・下・7）	大火（晋・四・12）		
鶉尾（晋・四・1）	鶉火（周・下・7）			大梁（晋・四・12）	実沈（晋・四・12）		天龍（周・下・7）						

* 左伝などの「歳在〇〇」は歳星の所在の表記法であり、既に歳星が十二年で一周天することは知られていた。そこで、ここでは十二年一周天の考えに基づいて名称を整理した。なお、鳥宿はとりあえず、杜注に従つて鶴火鶴尾を併せた名称としておいた。左伝では鳥宿と周楚の関係をいうが、国語では鶴火を周の分野としており、左伝にも鶴火の名が見えるからである。